



# 宮 崎 県 公 報

令和 3 年 12 月 20 日 (月曜日) 第 265 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

## 目 次

### 規 則

○専門委員等の報酬及び費用弁償の額を定める規則の一部を改正する規則…………… (人事課) 1

### 公 告

○県営土地改良事業に係る換地処分…………… (農村整備課) 1

○県営土地改良事業の工事の完了 (2件) …… ( " ) 2

### 病院局企業管理規程

○病院局財務規程の一部を改正する企業管理規程…………… 2

### 人事委員会規則

○給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則…………… 2

○職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… 3

○職員の退職手当に関する条例に基づき退職手当管理機関が行う意見の聴取の手続に関する規則の一部を改正する規則…………… 8

○職員の退職手当に関する条例に基づき人事委員会が付与する意見陳述の機会に関する規則の一部を改正する規則…………… 9

### 人事委員会告示

○有給休暇の承認の基準の一部を改正する告示…………… 9

## 規 則

専門委員等の報酬及び費用弁償の額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 12 月 20 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮崎県規則第57号

#### 専門委員等の報酬及び費用弁償の額を定める規則の一部を改正する規則

専門委員等の報酬及び費用弁償の額を定める規則 (昭和31年宮崎県規則第44号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																								
<p>専門委員等の報酬の額は次のとおりとし、費用弁償の額は一般職の職員の例により計算した旅費に相当する額とする。</p> <p>報酬の額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職 名</th> <th>報酬の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>審査分会長 (職務代理者を含む。)</td> <td>1日につき <u>10,600円</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>審査分会立会人</td> <td>1日につき <u>8,800円</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職 名	報酬の額	[略]		審査分会長 (職務代理者を含む。)	1日につき <u>10,600円</u>	[略]		審査分会立会人	1日につき <u>8,800円</u>	[略]		<p>専門委員等の報酬の額は次のとおりとし、費用弁償の額は一般職の職員の例により計算した旅費に相当する額とする。</p> <p>報酬の額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職 名</th> <th>報酬の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>審査分会長 (職務代理者を含む。)</td> <td>1日につき <u>10,800円</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>審査分会立会人</td> <td>1日につき <u>8,900円</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職 名	報酬の額	[略]		審査分会長 (職務代理者を含む。)	1日につき <u>10,800円</u>	[略]		審査分会立会人	1日につき <u>8,900円</u>	[略]	
職 名	報酬の額																								
[略]																									
審査分会長 (職務代理者を含む。)	1日につき <u>10,600円</u>																								
[略]																									
審査分会立会人	1日につき <u>8,800円</u>																								
[略]																									
職 名	報酬の額																								
[略]																									
審査分会長 (職務代理者を含む。)	1日につき <u>10,800円</u>																								
[略]																									
審査分会立会人	1日につき <u>8,900円</u>																								
[略]																									

### 附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の専門委員等の報酬及び費用弁償の額を定める規則 (以下「改正後の規則」という。) の規定は、令和 3 年 10 月 19 日から適用する。

(報酬の内払)

2 この規則による改正前の専門委員等の報酬及び費用弁償の額を定める規則の規定に基づいて、令和 3 年 10 月 19 日からこの規則の施行の日の前日までの間に審査分会長 (職務代理者を含む。) 及び審査分会立会人に支払われた報酬は、改正後の規則の規定による報酬の内払とみなす。

## 公 告

土地改良法 (昭和 24 年法律第 195 号) 第 89 条の 2 第 9 項の規定により、白鳥地区村ノ前換地区県営土地改良事業 (えびの市、県営畑地帯総合整備事業 (担い手育成型) ) に係る換地処分をした。

令和3年12月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

次の地区の県営土地改良事業の施行に伴う工事は、完了した。

令和3年12月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

地 区 名	市町村名	事 業 名	完了年月日
前 方 第 1	都城市	畑地帯総合整備事業	令和3年3月25日

		業	
--	--	---	--

次の地区の県営土地改良事業の施行に伴う工事は、完了した。

令和3年12月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

地 区 名	市町村名	事 業 名	完了年月日
市 木	串間市	農地保全整備事業	令和3年9月30日

### 病院局企業管理規程

病院局財務規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

令和3年12月20日

宮崎県病院局長 桑 山 秀 彦

#### 宮崎県病院局企業管理規程第4号

##### 病院局財務規程の一部を改正する企業管理規程

病院局財務規程（平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（指定代理納付者による納付）</p> <p>第29条の2 管理者は、自治法第 231条の2第6項の規定による指定代理納付者（以下「指定代理納付者」という。）の指定をしたときは、その旨を告示するものとする。</p> <p>（領収証等の交付）</p> <p>第30条 [略]</p> <p>2 指定代理納付者による納付の承認を行ったときは、管理者が別に定める承認したことを証する書面を納入義務者に交付しなければならない。</p> <p>3 前項の規定による書面は、指定代理納付者による納付が履行された時点において、領収証とみなす。</p>	<p>（指定納付受託者による納付）</p> <p>第29条の2 管理者は、自治法第 231条の2の3第1項の規定による指定納付受託者（以下「指定納付受託者」という。）の指定をしたときは、その旨を告示するものとする。</p> <p>（領収証等の交付）</p> <p>第30条 [略]</p> <p>2 指定納付受託者による納付の承認を行ったときは、管理者が別に定める承認したことを証する書面を納入義務者に交付しなければならない。</p> <p>3 前項の規定による書面は、指定納付受託者による納付が履行された時点において、領収証とみなす。</p>

#### 附 則

この規程は、令和4年1月4日から施行する。

### 人事委員会規則

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月20日

宮崎県人事委員会委員長 佐 藤 健 司

#### 宮崎県人事委員会規則第20号

##### 給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

給料等の支給に関する規則（昭和41年宮崎県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第13条 任命権者は、時間外勤務等命令簿を作成し、職員に時間外勤務、時間外勤務代休時間の勤務、休日勤務（休日勤務手当に関する規則（昭和48年宮崎県人事委員会規則第7号）に定める日の勤務を含む。以下同じ。）、夜間勤務及び宿日直勤務を命じた場合は、そのつど任命権者が指名した者（以下「勤務時間管理員」という。）にその年月日、職員の氏名、時間外勤務、休日勤務、夜間勤務又は宿日直勤務の区分別及びそれぞれの手当の支給割合（その割合が 100分の 150又は 100分の 175である時間外勤務手</p>	<p>第13条 任命権者は、時間外勤務等命令簿を作成し、職員に時間外勤務、時間外勤務代休時間の勤務、休日勤務（休日勤務手当に関する規則（昭和48年宮崎県人事委員会規則第7号）に定める日の勤務を含む。以下同じ。）、夜間勤務及び宿日直勤務を命じた場合は、そのつど任命権者が指名した者（以下「勤務時間管理員」という。）にその年月日、職員の氏名、時間外勤務、休日勤務、夜間勤務又は宿日直勤務の区分別及びそれぞれの手当の支給割合（その割合が 100分の 150又は 100分の 175である時間外勤務手</p>

当の支給割合にあつては、県給与条例第6条の7第1項第1号に掲げる勤務（職員の育児休業等に関する条例（平成4年宮崎県条例第6号）第15条（育児休業法第17条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた県給与条例第6条の7第1項ただし書又は第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務（以下この号において「7時間45分内勤務」という。）を除く。）、7時間45分内勤務及び県給与条例第6条の7第1項第2号に掲げる勤務の別並びに同条第4項の規定の適用の有無の別の支給割合）別の時間数（宿日直勤務にあつては、その勤務1回の時間数）並びに時間外勤務代休時間にした勤務の時間数及び当該勤務の県給与条例第6条の7第5項に規定する減じた割合別の時間数をこれに記入させた上、自ら押印するものとする。

当の支給割合にあつては、県給与条例第6条の7第1項第1号に掲げる勤務（職員の育児休業等に関する条例（平成4年宮崎県条例第6号）第15条（育児休業法第17条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた県給与条例第6条の7第1項ただし書又は第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務（以下この号において「7時間45分内勤務」という。）を除く。）、7時間45分内勤務及び県給与条例第6条の7第1項第2号に掲げる勤務の別並びに同条第4項の規定の適用の有無の別の支給割合）別の時間数（宿日直勤務にあつては、その勤務1回の時間数）並びに時間外勤務代休時間にした勤務の時間数及び当該勤務の県給与条例第6条の7第5項に規定する減じた割合別の時間数をこれに記入させた上、自ら確認し、当該時間外勤務等命令簿にその旨を示すものとする。

2 [略]

2 [略]

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の給料等の支給に関する規則の規定に基づく時間外勤務等命令簿の用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月20日

宮崎県人事委員会委員長 佐藤 健 司

宮崎県人事委員会規則第21号

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和28年宮崎県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>様式第1号（第3条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> </div>	<p>様式第1号（第3条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> </div>
<p>様式第2号（第3条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[略]</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> </div>	<p>様式第2号（第3条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[略]</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> </div>
<p>様式第3号（第3条関係）</p> <p>(表面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> </div> <p>(裏面) [略]</p>	<p>様式第3号（第3条関係）</p> <p>(表面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> </div> <p>(裏面) [略]</p>
<p>様式第4号（第3条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> </div> <p>[略]</p>	<p>様式第4号（第3条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> </div> <p>[略]</p>
<p>様式第5号（第3条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[略]</p> <p style="text-align: right;">現 住 所</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> <p style="text-align: right;">現 住 所</p> </div>	<p>様式第5号（第3条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[略]</p> <p style="text-align: right;">現 住 所</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> <p style="text-align: right;">現 住 所</p> </div>

氏 名	㊟
現 住 所	
氏 名	㊟
現 住 所	
氏 名	㊟

様式第 5 号の 2（第 3 条の 3 第 2 項関係）

[略]

[略]	
作成者の職名、氏名及び印	

様式第 6 号（第 7 条関係）

（表面）

[略]	
⑱ 上記の記載事項を確認する。（退職した職員の氏名）	㊟
[略]	

（裏面）

退職した職員の注意事項

1 記載上の注意

⑰欄には、職員の個人的な事情に起因する退職の場合、退職の主たる事由を一つ選択し、退職者記載欄の□の中に○印を記入すること。

⑱欄には、記載した事項に相違ないと認めた場合、氏名を記載して印を押すこと。

なお、記載事項について誤りがあるときは、速やかに任命権者に申し出て訂正を受けること。

2・3 [略]

任命権者の記載心得

1・2 [略]

様式第 6 号（別紙） [略]

様式第 7 号（第 8 条関係）

（表面）

[略]	
(退職した職員の氏名)	㊟
⑩ 上記の事項を確認する。	
[略]	

（裏面）

退職した職員の注意事項

1 記載事項に相違ないと認めたときは⑩欄に氏名を記載して印を押すこと。なお、記載事項について誤りがあるときは、速やかに任命者に申し出て訂正を受けること。

2・3 [略]

任命権者の記載心得

1・2 [略]

様式第 7 号の 2（第 9 条関係）

[略]	氏名	㊟
[略]		
[略]		

様式第 8 号の 2（第 10 条関係）

（表面）

[略]	
[略]	
[略]	
(高齢・特例) 受給資格者氏名	㊟

氏 名	
現 住 所	
氏 名	
現 住 所	
氏 名	

様式第 5 号の 2（第 3 条の 3 第 2 項関係）

[略]

[略]	
作成者の職名及び氏名	

様式第 6 号（第 7 条関係）

（表面）

[略]	
⑱ 上記の記載事項を確認する。（退職した職員の氏名）	
[略]	

（裏面）

退職した職員の注意事項

1 記載上の注意

⑰欄には、職員の個人的な事情に起因する退職の場合、退職の主たる事由を一つ選択し、退職者記載欄の□の中に○印を記入すること。

⑱欄には、記載した事項に相違ないと認めた場合、氏名を記載すること。

なお、記載事項について誤りがあるときは、速やかに任命権者に申し出て訂正を受けること。

2・3 [略]

任命権者の記載心得

1・2 [略]

様式第 6 号（別紙） [略]

様式第 7 号（第 8 条関係）

（表面）

[略]	
(退職した職員の氏名)	
⑩ 上記の事項を確認する。	
[略]	

（裏面）

退職した職員の注意事項

1 記載事項に相違ないと認めたときは⑩欄に氏名を記載すること。なお、記載事項について誤りがあるときは、速やかに任命権者に申し出て訂正を受けること。

2・3 [略]

任命権者の記載心得

1・2 [略]

様式第 7 号の 2（第 9 条関係）

[略]	氏名
[略]	
[略]	

様式第 8 号の 2（第 10 条関係）

（表面）

[略]	
[略]	
[略]	
(高齢・特例) 受給資格者氏名	

<p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>(裏面)</p> <p>注 意 事 項</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 3・4欄の下の「(高年齢・特例)受給資格者氏名」欄については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること</p> <p>○</p> <p>4・5 [略]</p> <p>様式第9号(第11条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">申請者氏名</td></tr> <tr><td>[略]</td></tr> </table> <p>[略]</p> <p>様式第11号(第14条関係)</p> <p>(表面)</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>[略]</td></tr> <tr><td>職員の退職手当に関する条例施行規則第14第1項の規定により、上記のとおり申告します。</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">年 月 日</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">受給資格者番号 ( )</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">受給資格者氏名</td></tr> <tr><td>宮崎県知事(氏名) 殿</td></tr> <tr><td>[略]</td></tr> </table> <p>(裏面) [略]</p> <p>様式第12号(第15条関係)</p> <p>(表面)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(公共職業訓練等の施設の長の職氏名)</td></tr> <tr><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td></tr> <tr><td>宮崎県知事(氏名) 殿 受給資格者氏名</td></tr> <tr><td>[略]</td></tr> </table> <p>(裏面) [略]</p> <p>様式第13号(第15条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>[略]</td></tr> <tr><td>職員の退職手当に関する条例の施行規則第15条の規定に基づき通所の実情を届け出ます。</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">宮崎県知事(氏名) 殿</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">受給資格者</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">住所</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">氏名</td></tr> <tr><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(公共職業訓練等の施設の長の職氏名)</td></tr> <tr><td>[略]</td></tr> </table> <p>[略]</p> <p>様式第13号の2(第16条関係)</p> <p>(表面) [略]</p> <p>[略]</p>	[略]	[略]	申請者氏名	[略]	[略]	職員の退職手当に関する条例施行規則第14第1項の規定により、上記のとおり申告します。	年 月 日	受給資格者番号 ( )	受給資格者氏名	宮崎県知事(氏名) 殿	[略]	[略]	[略]	(公共職業訓練等の施設の長の職氏名)	[略]	[略]	宮崎県知事(氏名) 殿 受給資格者氏名	[略]	[略]	職員の退職手当に関する条例の施行規則第15条の規定に基づき通所の実情を届け出ます。	宮崎県知事(氏名) 殿	受給資格者	住所	氏名	[略]	[略]	(公共職業訓練等の施設の長の職氏名)	[略]	<p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>(裏面)</p> <p>注 意 事 項</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3・4 [略]</p> <p>様式第9号(第11条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">申請者氏名</td></tr> <tr><td>[略]</td></tr> </table> <p>[略]</p> <p>様式第11号(第14条関係)</p> <p>(表面)</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>[略]</td></tr> <tr><td>職員の退職手当に関する条例施行規則第14条第1項の規定により、上記のとおり申告します。</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">年 月 日</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">受給資格者番号 ( )</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">受給資格者氏名</td></tr> <tr><td>宮崎県知事(氏名) 殿</td></tr> <tr><td>[略]</td></tr> </table> <p>(裏面) [略]</p> <p>様式第12号(第15条関係)</p> <p>(表面)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(公共職業訓練等の施設の長の職氏名)</td></tr> <tr><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td></tr> <tr><td>宮崎県知事(氏名) 殿 受給資格者氏名</td></tr> <tr><td>[略]</td></tr> </table> <p>(裏面) [略]</p> <p>様式第13号(第15条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>[略]</td></tr> <tr><td>職員の退職手当に関する条例施行規則第15条の規定に基づき通所の実情を届け出ます。</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">宮崎県知事(氏名) 殿</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">受給資格者</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">住所</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">氏名</td></tr> <tr><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(公共職業訓練等の施設の長の職氏名)</td></tr> <tr><td>[略]</td></tr> </table> <p>[略]</p> <p>様式第13号の2(第16条関係)</p> <p>(表面) [略]</p> <p>[略]</p>	[略]	[略]	申請者氏名	[略]	[略]	職員の退職手当に関する条例施行規則第14条第1項の規定により、上記のとおり申告します。	年 月 日	受給資格者番号 ( )	受給資格者氏名	宮崎県知事(氏名) 殿	[略]	[略]	[略]	(公共職業訓練等の施設の長の職氏名)	[略]	[略]	宮崎県知事(氏名) 殿 受給資格者氏名	[略]	[略]	職員の退職手当に関する条例施行規則第15条の規定に基づき通所の実情を届け出ます。	宮崎県知事(氏名) 殿	受給資格者	住所	氏名	[略]	[略]	(公共職業訓練等の施設の長の職氏名)	[略]
[略]																																																									
[略]																																																									
申請者氏名																																																									
[略]																																																									
[略]																																																									
職員の退職手当に関する条例施行規則第14第1項の規定により、上記のとおり申告します。																																																									
年 月 日																																																									
受給資格者番号 ( )																																																									
受給資格者氏名																																																									
宮崎県知事(氏名) 殿																																																									
[略]																																																									
[略]																																																									
[略]																																																									
(公共職業訓練等の施設の長の職氏名)																																																									
[略]																																																									
[略]																																																									
宮崎県知事(氏名) 殿 受給資格者氏名																																																									
[略]																																																									
[略]																																																									
職員の退職手当に関する条例の施行規則第15条の規定に基づき通所の実情を届け出ます。																																																									
宮崎県知事(氏名) 殿																																																									
受給資格者																																																									
住所																																																									
氏名																																																									
[略]																																																									
[略]																																																									
(公共職業訓練等の施設の長の職氏名)																																																									
[略]																																																									
[略]																																																									
[略]																																																									
申請者氏名																																																									
[略]																																																									
[略]																																																									
職員の退職手当に関する条例施行規則第14条第1項の規定により、上記のとおり申告します。																																																									
年 月 日																																																									
受給資格者番号 ( )																																																									
受給資格者氏名																																																									
宮崎県知事(氏名) 殿																																																									
[略]																																																									
[略]																																																									
[略]																																																									
(公共職業訓練等の施設の長の職氏名)																																																									
[略]																																																									
[略]																																																									
宮崎県知事(氏名) 殿 受給資格者氏名																																																									
[略]																																																									
[略]																																																									
職員の退職手当に関する条例施行規則第15条の規定に基づき通所の実情を届け出ます。																																																									
宮崎県知事(氏名) 殿																																																									
受給資格者																																																									
住所																																																									
氏名																																																									
[略]																																																									
[略]																																																									
(公共職業訓練等の施設の長の職氏名)																																																									
[略]																																																									

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(公共職業訓練等の施設の長の職氏名) ㊟</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">受講者氏名 _____ ㊟</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> </table> <p>(裏面)</p> <p>注 意 事 項</p> <p>1～7 [略]</p> <p>8 <u>8 欄</u>の下の受講者氏名については、記名押印又は署名のい ずれかにより記載すること。また、この証明書の提出を自ら 行う場合又は公共職業訓練等の施設の長以外の者に委任する 場合は、「また、この証明書の提出を上記公共職業訓練等の 施設の長に委任します。」を抹消すること。</p> <p>9 [略]</p> <p>様式第14号（第17条関係）</p> <p>(表面)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">[略] [略]</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">[略] [略]</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">診療担当者氏名 ㊟</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">申請者氏名 ㊟</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> </table> <p>(裏面)</p> <p>備考</p> <p>1～5 [略]</p> <p>6 <u>⑬欄</u>の下の申請者氏名については、記名押印又は署名のい ずれかにより記載すること。</p> <p>7 [略]</p> <p>様式第15号の2（第22条関係）</p> <p>(表面)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">高年齢受給資格者氏名 ㊟</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> </table> <p>(裏面) [略]</p> <p>様式第16号（第22条関係）</p> <p>(表面)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">特例受給資格者氏名 ㊟</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> </table> <p>(裏面) [略]</p> <p>様式第16号の2（第24条関係）</p> <p>(表面)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> </table>	[略]	(公共職業訓練等の施設の長の職氏名) ㊟	[略]	[略]	受講者氏名 _____ ㊟	[略]	[略]	[略]	[略] [略]	[略] [略]	診療担当者氏名 ㊟	[略]	申請者氏名 ㊟	[略]	[略]	[略]	[略]	高年齢受給資格者氏名 ㊟	[略]	[略]	[略]	[略]	特例受給資格者氏名 ㊟	[略]	[略]	[略]	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(公共職業訓練等の施設の長の職氏名)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">受講者氏名 _____</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> </table> <p>(裏面)</p> <p>注 意 事 項</p> <p>1～7 [略]</p> <p>8 この証明書の提出を自ら行う場合又は公共職業訓練等の施 設の長以外の者に委任する場合は、「また、この証明書の提 出を上記公共職業訓練等の施設の長に委任します。」を抹消 すること。</p> <p>9 [略]</p> <p>様式第14号（第17条関係）</p> <p>(表面)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">[略] [略]</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">[略] [略]</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">診療担当者氏名</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">申請者氏名</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> </table> <p>(裏面)</p> <p>備考</p> <p>1～5 [略]</p> <p>6 [略]</p> <p>様式第15号の2（第22条関係）</p> <p>(表面)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">高年齢受給資格者氏名</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> </table> <p>(裏面) [略]</p> <p>様式第16号（第22条関係）</p> <p>(表面)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">特例受給資格者氏名</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> </table> <p>(裏面) [略]</p> <p>様式第16号の2（第24条関係）</p> <p>(表面)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> </table>	[略]	(公共職業訓練等の施設の長の職氏名)	[略]	[略]	受講者氏名 _____	[略]	[略]	[略]	[略] [略]	[略] [略]	診療担当者氏名	[略]	申請者氏名	[略]	[略]	[略]	[略]	高年齢受給資格者氏名	[略]	[略]	[略]	[略]	特例受給資格者氏名	[略]	[略]	[略]
[略]																																																					
(公共職業訓練等の施設の長の職氏名) ㊟																																																					
[略]																																																					
[略]																																																					
受講者氏名 _____ ㊟																																																					
[略]																																																					
[略]																																																					
[略]																																																					
[略] [略]																																																					
[略] [略]																																																					
診療担当者氏名 ㊟																																																					
[略]																																																					
申請者氏名 ㊟																																																					
[略]																																																					
[略]																																																					
[略]																																																					
[略]																																																					
高年齢受給資格者氏名 ㊟																																																					
[略]																																																					
[略]																																																					
[略]																																																					
[略]																																																					
特例受給資格者氏名 ㊟																																																					
[略]																																																					
[略]																																																					
[略]																																																					
[略]																																																					
(公共職業訓練等の施設の長の職氏名)																																																					
[略]																																																					
[略]																																																					
受講者氏名 _____																																																					
[略]																																																					
[略]																																																					
[略]																																																					
[略] [略]																																																					
[略] [略]																																																					
診療担当者氏名																																																					
[略]																																																					
申請者氏名																																																					
[略]																																																					
[略]																																																					
[略]																																																					
[略]																																																					
高年齢受給資格者氏名																																																					
[略]																																																					
[略]																																																					
[略]																																																					
[略]																																																					
特例受給資格者氏名																																																					
[略]																																																					
[略]																																																					
[略]																																																					

[略]

[略]

[略]

申請者氏名 印

[略]

[略]

(裏面) [略]

様式第16号の3 (第24条関係)

(表面)

[略]

[略]

[略]

[略]

[略]

申請者氏名 印

[略]

[略]

(裏面) [略]

様式第16号の4 (第24条関係)

(表面)

[略]

[略]

[略]

申請者氏名 印

[略]

[略]

(裏面)

注 意 事 項

1～4 [略]

5 申請書の記載について

(1) 申請者の記載事項

⑨欄の申請者氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。

(2) 事業主の記載事項

ア ⑤欄は、再就職手当に相当する退職手当の受給に係る就職日から6か月に至った時点における1週間の所定労働時間を記載すること。

イ ⑥欄は事業主が求人申し込み、募集等を行う際、申請者に対して明示した賃金額(月額)を記載すること。

ウ ⑦欄は、再就職手当に相当する退職手当の受給に係る就職日から最初に到達する賃金締切日(賃金締切日が1暦月中に2回以上ある者については各暦月の締切日を、日々賃金が支払われる者等定められた賃金締切日がない者について末日に最も近い暦月の末日をいう。以下同じ。)まで、及び各賃金締切日の翌日から次の賃金締切日までの期間ごとにそれぞれ記載すること。

エ ⑧欄において、④欄から⑦欄まで記載事項の証明を行うこと。

6 [略]

様式第17号 (第24条関係)

[略]

[略]

[略]

申請者氏名

[略]

[略]

(裏面) [略]

様式第16号の3 (第24条関係)

(表面)

[略]

[略]

[略]

[略]

[略]

申請者氏名

[略]

[略]

(裏面) [略]

様式第16号の4 (第24条関係)

(表面)

[略]

[略]

[略]

申請者氏名

[略]

[略]

(裏面)

注 意 事 項

1～4 [略]

5 事業主の記載事項

(1) ⑤欄は、再就職手当に相当する退職手当の受給に係る就職日から6か月に至った時点における1週間の所定労働時間を記載すること。

(2) ⑥欄は事業主が求人申し込み、募集等を行う際、申請者に対して明示した賃金額(月額)を記載すること。

(3) ⑦欄は、再就職手当に相当する退職手当の受給に係る就職日から最初に到達する賃金締切日(賃金締切日が1暦月中に2回以上ある者については各暦月の締切日を、日々賃金が支払われる者等定められた賃金締切日がない者について末日に最も近い暦月の末日をいう。以下同じ。)まで、及び各賃金締切日の翌日から次の賃金締切日までの期間ごとにそれぞれ記載すること。

(4) ⑧欄において、④欄から⑦欄まで記載事項の証明を行うこと。

6 [略]

様式第17号 (第24条関係)

(表面)

[略]

[略]

[略]

[略]

[略]

申請者氏名

印

[略]

[略]

(裏面) [略]

様式第18条 (第24条関係)

(表面)

[略]

[略]

申請者氏名

㊟

[略]

(裏面) [略]

様式第19号 (第24条関係)

[略]

[略]

申請者氏名

㊟

[略]

[略]

様式第19号の2 (第24条関係)

(表面)

[略]

[略]

[略]

申請者氏名

印

[略]

[略]

(裏面) [略]

様式第19号の3 (第24条関係)

(表面)

[略]

[略]

[略]

申請者氏名

印

[略]

[略]

[略]

(裏面) [略]

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(用紙に関する経過措置)

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の職員の退職手当に関する条例施行規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

職員の退職手当に関する条例に基づき退職手当管理機関が行う意見の聴取の手続に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。



令和3年12月20日

宮崎県人事委員会委員長 佐 藤 健 司

## 宮崎県人事委員会規則第22号

## 職員の退職手当に関する条例に基づき退職手当管理機関が行う意見の聴取の取組に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例に基づき退職手当管理機関が行う意見の聴取の取組に関する規則（平成22年宮崎県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（意見の聴取調査及び報告書の記載事項） 第12条 準用行政手続条例第24条第1項に規定する調書（以下「意見の聴取調査」という。）には、次に掲げる事項（意見の聴取の期日における審理が行われなかった場合においては、第4号に掲げる事項を除く。）を記載し、主宰者がこれに <u>記名押印</u> しなければならない。 （1）～（8） [略] 2 [略] 3 準用行政手続条例第24条第3項に規定する報告書（以下単に「報告書」という。）には、次に掲げる事項を記載し、主宰者がこれに <u>記名押印</u> しなければならない。 （1）～（3） [略]	（意見の聴取調査及び報告書の記載事項） 第12条 準用行政手続条例第24条第1項に規定する調書（以下「意見の聴取調査」という。）には、次に掲げる事項（意見の聴取の期日における審理が行われなかった場合においては、第4号に掲げる事項を除く。）を記載し、主宰者がこれに <u>記名</u> しなければならない。 （1）～（8） [略] 2 [略] 3 準用行政手続条例第24条第3項に規定する報告書（以下単に「報告書」という。）には、次に掲げる事項を記載し、主宰者がこれに <u>記名</u> しなければならない。 （1）～（3） [略]

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の退職手当に関する条例に基づき人事委員会が付与する意見陳述の機会に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月20日

宮崎県人事委員会委員長 佐 藤 健 司

## 宮崎県人事委員会規則第23号

## 職員の退職手当に関する条例に基づき人事委員会が付与する意見陳述の機会に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例に基づき人事委員会が付与する意見陳述の機会に関する規則（平成22年宮崎県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第3号から様式第7号までの規定中「@」を削る。

## 附 則

（施行期日）

- この規則は、公布の日から施行する。  
（用紙に関する経過措置）
- この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の職員の退職手当に関する条例に基づき人事委員会が付与する意見陳述の機会に関する規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

## 人事委員会告示

## 宮崎県人事委員会告示第3号

有給休暇の承認の基準（昭和28年宮崎県人事委員会告示第1号）の一部を次のように改正し、令和4年1月1日から施行する。

令和3年12月20日

宮崎県人事委員会委員長 佐 藤 健 司

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後										
有給休暇の承認の基準	有給休暇の承認の基準										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>原 因</th> <th>承 認 の 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	原 因	承 認 の 基 準	[略]		<table border="1"> <thead> <tr> <th>原 因</th> <th>承 認 の 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>19の2 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合</td> <td>一の年において5日（当該通院等が体外受精その他の人事委員会が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内でその都度</td> </tr> </tbody> </table>	原 因	承 認 の 基 準	[略]		19の2 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日（当該通院等が体外受精その他の人事委員会が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内でその都度
原 因	承 認 の 基 準										
[略]											
原 因	承 認 の 基 準										
[略]											
19の2 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日（当該通院等が体外受精その他の人事委員会が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内でその都度										

			必要と認める日又は時間
[略]		[略]	
備考 [略]		備考 [略]	